

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な人へ

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人で、当年中の所得見込額が免除基準相当になることが見込まれる人は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除申請が可能となります。

▷免除対象期間

令和2年2月分～6月分（7月分以降は、改めて申請が必要です。）

※学生納付特例の場合

令和元年度分・令和2年2月分～3月分 令和2年度分・令和2年4月分～令和3年3月分

▷申請書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書または国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー（学生納付特例の場合）

※各申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロード可。

☒ 税務住民課または広島南年金事務所

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をお勧めします。

☒ 広島南年金事務所（広島市南区皆実町一丁目4番35号） ☎253-7710

税務住民課保険年金G（安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号） ☎820-5604



町税の徴収猶予の特例申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な場合は徴収猶予の特例を申請できます。

☒ 収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、町税を納入および納付することが困難な人

▷猶予期間・各納期限の翌日から1年間

▷申請期限・6月30日または納期限（令和3年1月31日までに納期限が到来するもの）のいずれか遅い日

申請方法などについては、熊野町ホームページまたは収納管理課にお問い合わせください。

☒ 収納管理課 ☎820-5639



子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します

☒ 次の全てにあてはまる世帯

(1)平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれの児童がいる世帯

(2)支給対象児童に係る令和2年4月分（令和2年3月分を含む）の児童手当の支給を受けた児童手当受給者 ※所得制限超過による特例給付を受けている人は除く

▷申請方法・原則、申請不要。ただし、公務員は申請が必要です。詳しくは所属庁の担当課へお問い合わせください。

▷支給額、支給時期・対象児童一人につき1万円を、6月に児童手当の振込口座へ振り込みます。

☒ 子育て支援課 ☎820-5623

国保 傷病手当金の支給

国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを4日以上休み、給与収入が減少した人に傷病手当金を支給します。

ただし、休職中に給与などの支給がある場合は、対象外となることがあります。

申請方法などについては、熊野町ホームページまたは税務住民課にお問い合わせください。

☒ 税務住民課保険年金G

☎820-5604



原爆被爆者 定期健康診断の延期

7月に予定しておりました原爆被爆者（被爆二世を含む）定期健康診断について、新型コロナウイルス感染症防止のため延期します。

延期後の日程などについては、決まり次第、対象者にお知らせします。

※県が委託している病院などで行う希望健康診断は実施していますが、医療機関の状況により受診できない場合があります。

☒ 広島県健康福祉局被爆者支援課 ☎513-3116

（社会福祉課）

各種（障害福祉）の有効期限の延長

郵送で手続きが行えるものもあります。各詳細については、社会福祉課にお問い合わせください。

なお、期間などの情報は更新される場合があります。

☒ 社会福祉課 ☎820-5635

<p>●身体障害者手帳 再認定期間を1年間延長可能 ☒再認定期間が3月～令和3年2月までに満了する人</p>	<p>●特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当 提出期限を1年間延長可能 ☒2月～令和3年2月までに有期認定期間の終期を迎える人</p>
<p>●療育手帳 更新判定が電話で可能 ☒次回判定日が8月末までの人 ☒広島県西部子ども家庭センター ☎254-0381</p>	<p>●障害福祉サービス（調査が困難な場合のみ実施） 従来の障害支援区分認定の有効期間に、新たに12カ月までの範囲内で町が定める期間を合算して支給決定</p>
<p>●自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療） 有効期限を1年間延長可能 ☒3月～令和3年2月末までに有効期限を迎える人</p>	<p>●有料道路通行料金の割引 有効期限を7月31日に延期 ※8月1日以降の利用は更新手続きが必要 ☒3月～7月30日までに障害者割引の有効期限を迎える人</p>

「国民年金保険料」の免除制度をご利用ください

保険料が未納の場合、将来の「老齢基礎年金」や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに受給できる「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、『保険料納付免除制度』をご利用ください。（令和2年度の申請受付は7月1日以降となります）

▷免除制度の種類

全額免除制度・申請により保険料の全額（16,540円）が免除されます。

一部免除制度・申請により保険料の一部が免除されます。一部免除は3種類で、免除後の納付額は次のとおりです。

免除割合	4分の3	2分の1	4分の1
納付額	4,140円	8,270円	12,410円

納付猶予制度・50歳未満の人で、本人または配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請が認められると保険料の納付が猶予されます。

※学生および任意加入被保険者の人は対象外です。

※学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、「学生納付特例制度」をご利用ください。

☒ 税務住民課保険年金G ☎820-5604